

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 広域計画に関する住民意見募集について ■

第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案）に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

この度、広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「広域計画」が平成24年度末で期間満了を迎えることから、平成25年度からの新たな広域計画（第2次広域計画）を策定します。

第2次広域計画の策定にあたり、次のとおり広く住民のみなさまからご意見を募集します。

◆ 募集案件について

【募集案件】 『第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案）』について

【募集期間】 平成24年12月7日～平成25年1月7日（必着）

◆ 公表する資料について

『第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（原案）』

◆ 資料及び募集要領の入手方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ（<http://iryokouiki-hokkaido.jp>）に掲載するとともに次の場所で配布しています。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

町民健康課町民窓口グループ

電話 2-2453

● 児童扶養手当制度に 該当していませんか ●

児童扶養手当制度とは、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

手当を受けることができる人は、一定以下の所得で基準の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を養育している父または母や、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。ただし、平成15年4月1日の時点で、離婚等による支給事由が発生してから5年を経過した方については、新たな支給事由が発生しなければ請求をすることはできませんが、5年を経過していない方については、5年時効の適用はなく、5年を経過しても請求することができます。

なお、児童が心身に中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

この制度に該当されると思われる方は、町民健康課窓口グループへご相談ください。

【お問い合わせ先】

町民健康課町民窓口グループ（☎2-2453）

忘れていませんか？ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

平成24年度 介護保険料

普通徴収第5期分の納期限は

11月30日までです！

平成24年度介護保険料の納付を忘れていない方はいませんか。

普通徴収（個別徴収）の方は、すでに介護保険料第1期～第5期の納期限が過ぎていきますので、もう一度納付書をご確認願います。

ぜひ、みんなの老後をみんなで支え合うため、介護保険料の納入にご協力ください。

■ 便利な口座振替を

各郵便局、銀行、農協、漁協等の金融機関で、介護保険料の口座振替ができます。手続きは簡単にできますので、ぜひご利用してください。

【お問い合わせ先】

町民健康課健康福祉グループ

（☎2-2453）